

平成18年度事業活動計画

～実行する、信頼される、愛される商工会議所へ全力での取り組みを～

平成18年3月16日

日本商工会議所

わが国経済は、好調な業績を背景とする企業の設備投資の拡大に支えられ、全体としては拡大基調を維持している。しかしながら、原油価格をはじめとする原材料価格は高止まり、また、これまで輸出先として日本経済の回復に寄与してきた米中経済の先行きは決して楽観ばかりはできないなど、未だ先行き不透明感は拭えず、地方経済や中小企業があまねく景気回復を実感できる状況にないのが現状である。

一方、わが国は、行財政改革、少子化問題、社会保障制度改革をはじめ、経済活動を含む社会全般に及ぶ様々な分野において構造改革を迫られており、将来に安心感を持てる国づくりを目指し、持続的な経済発展を遂げるためには、痛みを伴ってでも乗り越えなければならない課題は多い。

以上のような認識に立ち、平成18年度においては、会員、商工業者、地域社会の多様化するニーズに応えるべく、日本商工会議所と全国商工会議所とのネットワークをさらに強固にし、政策実現力をより一層強化するとともに、「健康な日本」のさらなる飛躍に向けて邁進することとする。

このため日本商工会議所は、以下の5点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

1. 政策提言活動とその実現

適切な経済運営とともに、行財政改革、少子化問題、社会保障、税制・金融、まちづくり、経済連携問題等、わが国経済社会の潜在力をフルに発揮する持続的発展を目指した政策提言活動を展開するとともに、教育問題、地球環境問題、国際関係等について、政府・与党をはじめとする要路に、全国商工会議所ネットワークを活用した迅速・的確な政策提言を行う。

2. 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、金融対策、人材確保などの諸施策の普及・推進を図るとともに、創業・経営革新（第二創業）への挑戦支援、表彰・顕彰制度の奨励等を通じて、活力ある中小企業経営者の発掘・支援に努める。

3. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

人口減少時代の社会に対応したコンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進や、低迷する地場産業の活性化を図るため、「まちづくり3法」の改正に円滑に対応するとともに、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化に向けた取り組みを支援する。併せて、まちづくり運動の一環として、産業観光など新しい切り口による観光振興への取り組みを支援する。

4 . 諸外国との F T A ・ E P A の推進と国際ビジネス活動支援

国際経済環境の変化を踏まえ、W T O 交渉や新たな F T A ・ E P A の締結に関わる取り組みを強化することにより、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進するとともに、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

5 . 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

商工会議所を取り巻く環境が厳しさを増す中、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化への取り組みを支援する。また、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との連携に向けた自主的な取り組みを支援する。さらに、新しい時代に対応した機能・システムを通じて、中小企業の I T 社会への対応や人材育成・能力開発への取り組みを支援するとともに、各種収益事業の強化策を検討する。

記

．政策提言活動とその実現

- 1 . 「健康な日本」のさらなる飛躍を目指す中で、全国の商工会議所の総合調整、連絡機関としての機能を十分に果たすことができるよう、次の諸会合や媒体等により、日本商工会議所会頭と全国の商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
 - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会、会員総会において活発な討議を行う。
 - (2) ブロック総会等の機会を活用して、各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との意見交換を実施する。
 - (3) 日本商工会議所夏季政策懇談会を開催する。
 - (4) 「日商ニュースファイル」¹⁾、「Eメール通信」²⁾、「石垣」³⁾、「会議所ニュース」等により、情報提供を行う。
 - (5) 各地商工会議所の協力により、L O B O 等、各種調査・アンケート等を実施するとともに、その結果のフィードバックを行う。
- 2 . デフレ克服を確かなものとするとともに、日本経済の活力向上と国際競争力の強化を図り、わが国経済社会の潜在力をフルに発揮する持続的発展を実現するため、委員会・小委員会等において、わが国の経済運営に関する意見集約を図り、提言・要望活動を行う。また、わが国の中長期的な国家運営、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。
- 3 . 「地域活性化に繋がる真の地方分権」と「小さくて効率的な政府」の実現を目指すため、「行財政改革小委員会」を中心に、三位一体改革、規制改革、公務員改革など行財政改革全般に関する諸問題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。特に、国および地方における公務員の大幅な純減など、財政再建のための歳出抑制策としての行財政改革の推進について調査・研究を行う。
- 4 . 現在、社会保障制度は少子高齢化の急速な進展に伴い、財政面や制度構造面等から危機的状況に陥っており、国民の将来不安の一因となっている。このため、「社会保障問題

小委員会」を中心として、国民や企業が納得できる負担と給付の水準等を勘案し、将来にわたり持続可能かつ信頼性の高い社会保障制度の再構築を目指して、年金・医療・介護など社会保障制度全体を総合的に調査・研究し、制度改革についての提言・要望活動を行う。

- 5 . 「国民生活委員会」において、少子化対策、21世紀における国民健康づくり運動の推進、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について調査・研究するとともに、情報収集・提供等を行う。
- 6 . 政策委員会提言「教育のあり方について」(平成14年10月発表)に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、わが国の将来を担う人材の育成を目指し、教育基本法の改正の推進をはじめ、義務教育の在り方など含めた教育問題全般について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。また、職場体験をはじめキャリア教育の推進等について検討するとともに、各地商工会議所に対する情報収集・提供等を行う。
- 7 . 本格的な人口減少・高齢化時代に適応しつつ、活力ある経済社会を実現する観点から、今後、政府等において検討が進められる歳出・歳入の一体改革および消費税を含む税体系の抜本的改革の議論に対応する。また、産業競争力の強化に資する法人課税の実現に向けた提言・要望活動を行う。
- 8 . 政策金融改革における詳細な制度設計および「政策金融改革関連法案」(仮称)等の策定に際し、ユーザーである中小企業者の立場に立った形での実現が図られるよう提言・要望活動を行う。
- 9 . 平成19年にかけて見直しの議論が行われている独占禁止法をはじめ、企業活動に関連する法律等について、政府における制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、企業活動の実態に即した方向となるよう提言・要望活動を行う。
- 10 . 中小企業の立場に立ち、企業活力を阻害している労働関係法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、また、現在検討されている労働契約法制化問題や、労働時間制度のあり方等について適切な措置が図られるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させる。また、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。
- 11 . 雇用の流動化や就業形態の多様化に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、職業能力開発を通じた人材育成、中小企業における安定した人材確保等を図るため、職業紹介の事業化の推進など、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。また、少子高齢化、経済のグローバル化に備えて平成15年度に取りまとめた提言「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方について」の実現に努める。
- 12 . 地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広報・啓発活動を展開するとともに、これらについて実効ある対

策が講じられるよう提言・要望活動を行う。特に、地球温暖化対策については、京都議定書目標達成計画を踏まえ、各地商工会議所との連携のもと、地域における地球温暖化防止対策運動の推進を図る。

13. L O B O (早期景気観測) 調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ的確な把握に努め、提言・要望活動に活用する。

14. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について、「石垣」、「会議所ニュース」を通じ幅広く P R するとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、引き続き会頭記者会見等、マスコミに対するパブリシティ活動の一層の充実を図るほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を当所ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなど、インターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

・中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援

1. 中小・小規模企業の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新、人材確保、金融対策、技術革新等の政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。

(1) 中小・小規模企業の創業・経営革新を支援するため、創業塾および経営革新塾(旧:「第二創業コース」)を各地商工会議所の協力を得ながら全国各地で開催していくとともに、創業塾や経営革新塾参加者の掘り起こしのための「創業・経営革新挑戦支援フォーラム」を実施する。また、創業に関する個別事例を各地商工会議所に提供するための「創業事例集」を作成する。

(2) 各地商工会議所の実施する中小企業支援に対する取り組み・活動事例やシニアアドバイザーセンター事業、地域中小企業支援センター事業についての一層の情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を迅速に提供していく。

(3) 経営革新や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等 O B 人材マッチング事業」について、47都道府県すべてに設置された地域協議会を中心とした全国の商工会議所での事業展開を支援するとともに、モデル事業の取り組みを支援し、多数のマッチング成立事例の創出を推進する。

(4) 中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、セーフティネット保証・貸付等の普及・推進に努めるとともに、新しい多様な金融手法等について情報提供を行う。

(5) 小企業等経営改善資金融資制度(マル経)の普及・推進および事故・不正防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。また、マル経制度の現状を鑑み、本制度の維持・存続を図っていくための見直しの検討に対し、適宜対応していく。

(6) 中小企業金融に関する動向を把握し、必要に応じて商工会議所としての意見・要望に反映すべくその実態の調査・取りまとめ等を行う。

(7) 「中小企業再生支援協議会」の活動に関する各地商工会議所からの要望・ニーズを踏まえながら、政府等に対して制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地

域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するための情報提供を行う。

- (8) 経営安定特別相談事業の一層の普及を図るべく、商工調停士等を対象とする各種セミナー・研究会および各地商工会議所を対象とする講習会等を実施する。併せて、災害・倒産影響等に対する各種特別相談窓口の迅速な設置および相談対応の充実を図る。
また、各地商工会議所における相談支援事業の高度化を図るため、当所がインターネット上に開設している「倒産防止特別相談室関連データベースシステム / Web版」の利用を推進する。
- (9) 技術開発や商品化等を支援するための国の補助金・委託費等について、中小企業への支出機会の増大を図るため、政府等への要望活動を行うほか、SBI R（中小企業技術革新制度）推進協議会が各地商工会議所と共催で開催する「SBI R推進セミナー」や同協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集など関連情報の積極的な提供を行う。
- (10) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするための積極的な役割を果たせるように、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報提供等を行う。
- (11) 中小企業を取り巻く不公正取引を調査・把握し、その取引適正化対策を促進させるため、「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」等を通じて構築されているデータベースの利用を推進する。
- (12) 平成16年4月の消費税の制度改正（免税点の引き下げ、簡易課税制度適用上限の引き下げ、総額表示方式の導入）に伴い、小規模事業者等が容易に税務申告を行えるように、各地商工会議所の協力のもと、講習会、相談事業および税務書類作成指導を実施する。また、ホームページ「WEB消費税ガイド」やメールマガジン等により、対象事業者に資する情報提供を行う。
- (13) 各地商工会議所の人的体制の充実・強化を図り、全国の経営指導員等が、地域中小・小規模企業の高度化・多様化するニーズに対応して、創業・経営革新につながる提案型指導を行えるようにするため、平成16年度に経営指導員向けに開発した「eラーニングによるWeb研修システム」の一層の普及・活用を図る。

2. 三位一体改革によって、経営改善普及事業等に係る国の補助金が平成18年度から廃止され、国から地方に税源移譲されることになったが、今後の小規模事業者への経営改善指導等をはじめとする中小・小規模企業対策について、各地商工会議所が引き続き円滑に実施できるよう、「中小企業政策小委員会」等において調査・研究を行い、関係方面への提言・要望活動を展開するとともに、情報収集・提供を行う。

3. 中小企業の活力増進を図るため、事業承継円滑化のための税制措置の確立をはじめ中小企業関係税制のより一層の是正・拡充を目指した提言・要望活動を展開する。また、会社法、税法、民法、信託法など幅広い観点から事業承継問題を検討するため平成17年10月に設立された「事業承継協議会」への参画を通じ、中小企業の事業承継の円滑化の方策について調査・研究を行う。

4. 平成17年3月に金融庁が策定した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、中小企業金融の円滑化・多様化、事業再生などに関する

調査・研究を行い、必要に応じ提言・要望活動を行う。

5. 「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月公表)について、新会社法の施行(平成18年5月予定)を踏まえ、日本税理士会連合会等関係3団体と共同で内容の改定を行うとともに、同指針の中小企業への周知・普及に努める。また、中小企業の経営実態に即した企業会計のあり方について、調査・研究を行う。
6. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業が、容易に知的財産権を取得・保持できる環境の実現に向けて提言・要望活動を行うとともに、各地商工会議所や他の知的財産関係団体との連携のもと、中小企業に対し知的財産に関する普及啓発に努める。
7. 日本経済全体の活性化に向けて、革新的な中小企業・経営者等を励まし、全国各地で新たな産業や市場の担い手となる多くのビジネスリーダーの発掘を行うために、各地商工会議所における表彰・顕彰制度の創設・運営の奨励・支援を行う。
8. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、容器包装リサイクル法の見直しの結果を踏まえ、制度の広報・啓発活動を展開する。
9. 企業の個人情報漏えいリスクの備えとなり、個人情報管理体制の向上を支援する「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。
10. PL(製造物責任)保険制度への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

1. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、「まちづくり特別委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。
 - (1) 改正まちづくり3法(中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法・都市計画法)に、各地商工会議所が円滑に対応できるよう支援するため、まちづくり3法改正に関する説明会・情報交換会等を開催し、まちづくり運動を国民運動として全国的に推進する。
 - (2) 前年度に引き続き、「まちづくり特別委員会」において、人材育成等まちづくり推進のための方策を検討するとともに、中心市街地活性化法の改正に伴い新たに設置される「中心市街地活性化協議会」(仮称)やタウンマネジメントのあり方と商工会議所の関わり方等について調査・研究し、適切な対応を図る。また、まちなか居住や中心市街地の土地・建物の有効活用等を促進するための中心市街地活性化税制や、後継者が希望を持てるような事業承継税制の確立を要望する。

このほか、各地のまちづくりへの取り組み事例を収集し、全国にPRすることによって、各地におけるコミュニティの再生と共生のまちづくりを促進する。
 - (3) 中小事業者の競争力向上に向け、多様化する消費者ニーズや社会的要請に対応した

新たなビジネスモデルの開発を支援する「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」を推進する。

- (4)「まちづくり条例研究センター」の運営を通じ、各地における計画的な土地利用、大規模集客施設と地域との共生などに資するまちづくり条例制定への取り組みを積極的に支援する。

また、商工中金等関係機関との連携により、各地商工会議所が取り組む地域活性化の取り組みを支援する。

2. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。

- (1) 商工会議所のイニシアティブによって、地域における「観光する心」を育てるとともに、新たな観光資源の発掘、広域連携の推進等、戦略的な取り組みをさらに進めていくため、「商工会議所観光振興大会2006」(平成18年10月12-13日、於：函館市)を開催する。
- (2) 産業観光をはじめ、都市型観光、インバウンド(外国人観光客の誘致)、ご当地検定の実施など観光人材の育成等、各地商工会議所が単独・連携して実施する観光振興への取り組みを促進する。また、このため、観光振興団体等との連携を強化する。

3. ものづくりの振興を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 各地商工会議所等が中心となり、地域資源を活かし、国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図る「JAPANブランド育成支援事業」において、コンセプトメイキングや市場調査などブランド戦略策定の取り組みを推進するほか、製品開発・改良、展示会出展などのブランド確立のための取り組みを複数年度にわたり支援する。
- (2) 各地商工会議所が小規模事業者と協力して、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を図る「小規模事業者新事業全国展開支援事業」において、特産品開発、観光資源開発およびその販路開拓のための取り組みを支援する。
- (3)「ものづくり等地域産業活性化支援協議会(ものづくり支援協議会)」(当所を含めてJETRO等関係11機関で構成)において、各地商工会議所のものづくり振興のための取り組みを支援する。

4. 地域づくりに関する人材育成、情報の収集・提供を行うため、次の事業を実施する。

- (1) 地域づくりを担う人材を育成し、共生のまちづくりを推進するため、各地商工会議所役職員と会員企業をはじめ地方自治体職員・民間事業者・NPOとの連携交流を図る「地域振興セミナー」を開催するとともに、各地商工会議所役職員を対象とした研修会等を開催する。
- (2) 提言・要望活動等に資するため、各地商工会議所等を対象とした地域活性化(まちづくり・観光振興、ものづくり)に関する実態調査を行う。
- (3) 各地におけるまちづくり、観光振興、ものづくりに関する先進的な取り組みを全国的な運動として促進するため、地域活性化委員会および観光委員会のほか、当所ホームページ等(「まちづくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」、メールマガジン「まちづくりニュース」、「石垣」、「会議所ニュース」)を活用して、積極的な情報収集・提供を行う。

・諸外国とのFTA・EPAの推進と国際ビジネス活動支援

1. 「国際経済小委員会」を中心に、WTO(世界貿易機関)交渉や新たな自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)に係わる調査研究・提言等への取り組みを強化することによって交渉・検討の円滑な進展の支援を図り、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進する。
2. 今後発効が見込まれる日本とマレーシア、タイ等とのEPAに基づく特定原産地証明書の発給体制を構築するとともに、新たな国・地域とのEPA交渉の進展を踏まえつつ、適正な特定原産地証明書発給業務に関する調査・研究を行う。
3. 会頭を団長とするハイレベル・ミッションをインドに派遣し、訪問国の政府・経済界との交流・親善を図る。また、新興市場の投資環境等について調査・研究するための実務型ミッションの派遣や諸外国からの経済ミッションの受け入れ等を通じ、経済交流の促進と友好親善関係の強化に努める。
4. 多国間・二国間経済委員会の活性化ならびに在外日本人商工会議所との連携強化を通じ、日本企業のビジネス環境の整備を図るとともに、相互経済交流を促進する。
特に、設立40周年を迎えるアジア商工会議所連合会(CACCI)の記念総会(於：台北)に多数の国内関係者の出席を得て、域内商工会議所間の関係強化を図る。
5. 各地商工会議所および関係諸機関との連携により、海外投資ならびに知的財産権の保護等に関するセミナー・個別相談事業の拡充を図り、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

・新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

1. 「ビジネス認証サービス」において、現在発行している3種類の電子証明書のさらなる普及促進を図るとともに、新規サービスの開発に取り組む。
また、新たに運用開始となる行政機関の入札・申請システム、ならびに運用は開始されているものの、限られた数種類の電子証明書のみしか利用できない手続き等において、当所発行の電子証明書が利用できるようなシステムの拡大に努める。
併せて、電子認証事業に関する啓発のため、各地で電子認証セミナーを開催するほか、必要に応じて電子証明書の利用に関する操作研修会の開催、講師の派遣を行う。
2. 大学等との産学連携により、地方出身学生を対象とする人材育成事業を強力に推進する。その一環として、全国の商工会議所のネットワークを活用し、東京等で学ぶ地方出身の学生が地元会員企業に就職したり家業を担う後継者を育成するなどのキャリアアップ支援を通じ、地方への円滑な人材還流・供給を図る。また、各地商工会議所によるインターンシップ等の就職支援事業をはじめ、産業界のニーズに対応した職業能力開発セミナーやIT(情報通信技術)を活用した基本的な社会人教育、地域の就職情報の拡充の方策等に対する積極的な協力を行う。

- 3．パソコンソフト等によるビジネス文書の作成や業務データの処理・分析、さらにはネットワークの利活用による業務処理・管理や情報収集・発信等、企業実務においてITを利活用する実践的な知識・スキルの修得に資することを目的に創設した「日商PC検定試験」の普及を図る。
- 4．企業、特に中小企業におけるパソコンソフト等による電子会計の実践とこれに対応する人材の育成に資することを目的に創設した「電子会計実務検定試験」について、上級レベルの試験を実施しその普及に努める。
- 5．インターネットを活用した「ネット試験」として施行しているその他の各種検定試験の普及・拡大を図るとともに、これによる新たな資格試験の研究・開発に継続して取り組む。

また、ネット試験会場が、資格試験のみならず、就業能力、実務能力の向上に資する各種のeラーニングや集合研修を提供することにより、地域における人材育成の拠点となるよう、各地商工会議所と連携しながら、大学、専門学校をはじめとする教育機関等における環境整備を支援する。
- 6．若年者や中小企業従業員等を対象にeラーニングサービスを提供する「草の根eラーニング事業」をもとに、新たな学習コンテンツを開発・提供するとともに、学習拠点(学習センター)を全国に拡充する。さらに、指導にあたる講師(学習アドバイザー)を養成・認定するため、カリキュラムを策定し研修を実施する。
- 7．小売業を取り巻く環境の激変等に伴い、販売士検定試験の科目体系を、より実践的かつ専門的な内容に順次改定する。3級については新科目体系に基づく試験の施行と、試験が円滑に運営されるための十分な啓発・PRに努めるとともに、2級についてはハンドブックの改訂、1級については運営面での改善を行う。
- 8．人材育成に関する総合ウェブサイトに関係機関の協力を得て新たに立ち上げ、各種検定試験情報をはじめ、効果的な学習方法や取得資格の活用事例、求人・求職関連情報など、各種情報を体系的に提供する。
- 9．検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)やメールマガジンをはじめ既存の各種広報媒体を有効に活用し、検定受験者や教育機関、企業等に対する情報提供やPRを強力に推進する。
- 10．各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努め、社会からの高い信頼と評価を維持、向上させる。特に、ネット試験の普及を踏まえ、全ての試験会場で厳正公正かつ円滑にネット試験が実施されるよう、運営体制を確立していく。

また、受験者や指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえて各種検定試験の制度改善を図るなど、より受験しやすい環境を整備する。
- 11．珠算(そろばん)の普及を図る日本珠算連盟、数学文化の向上を図る日本数学協会、販売士制度の普及を図る社団法人日本販売士協会の運営を支援する。

12. 健全な電子商取引市場に寄与するオンラインマーク制度のより一層の普及を図るため、事前審査制度から自己申告誓約制度への変更等、消費者の信頼を維持しつつより取得しやすいマーク制度の運用改善および同制度の周知・広報活動を積極的に行う。
13. 流通分野のIT化を促進するため、各地商工会議所と協力してJANメーカーコードの円滑な受付と一層の普及を図る。
14. イン트라ネットによる各地商工会議所事業・運営等の事例紹介等、情報提供の充実を図り、各地商工会議所に対して、よりの確かつ迅速な支援を行う。
15. 「全国商工会議所専務理事・事務局長会議」において、各地商工会議所が抱える組織・財政基盤強化等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。また、「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面・事業面・法制面の諸課題等を検討しその解決の方策を探る。
16. 中小企業等における従業員の退職金積立制度の維持、ひいては中小企業等における人材確保・経営基盤の確立という観点から、適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換を実現すべく、適切な法整備がなされるよう、関係省庁に対し働きかける。
それとともに、各地商工会議所において適切な特定退職金共済の運営がなされるよう、制度実施体制・方法の改善を図る。
17. 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、Chambersカード事業、休業補償プラン等の会員サービス事業について普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
18. 各地における商工会議所等の合併に関して、引き続き、研究、情報提供等を行い、その自主的な取り組みを支援する。また、必要に応じ、商工会議所法ならびに関係法令の適用や実務面での課題等につき検討を行い、運用の改善等を関係方面に働きかける。
19. TOAS / Web版未導入の商工会議所への普及・周知のための説明会、ならびに商工会議所担当者に対する研修会を実施する。
20. 商工会議所会員加入促進のための各地商工会議所活動のPRに資する当所公認サイト「CHAMBER WEB(チェンバーウェブ)」を、最新情報や中小企業の経営課題解決への一助となる情報の提供媒体として広く利活用されるよう、さらなるコンテンツの拡充等を図る。
21. 日本商工会議所や各地商工会議所の役割や存在意義を広く周知するため、次の広報活動を展開する。
 - (1) 「広報特別委員会」において、各地商工会議所の広報活動の強化に資する情報の提供を行う。
 - (2) 「石垣」および「会議所ニュース」の内容の充実を図るとともに、購読者の一層の拡大を図る。特に、「石垣」については、創刊25周年(平成17年度)を記念して出版

した「実践！まちづくり」の販売促進を通じてPRに努める。

- (3) 各地商工会議所における会報づくりを支援するため、「所報サービス」の提供を通じて様々な分野の連載記事等を編集・配信するほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報編集担当者研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の一層の支援強化を図る。

22. 以下の事業を通じて、各地商工会議所女性会等（以下、女性会）の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

- (1) 「女性起業家大賞」を実施し、創業という観点から女性企業家を支援する。
(2) 仕事と子育ての両立支援等、少子化問題に関する取り組みを活発化する。
(3) 女性会およびその役員・会員で、女性会の運営に関して功労のあった者を「全商女性連表彰規則」に基づき表彰する。
(4) 「石垣」やホームページを通じて、全商女性連および女性会の活動等を情報発信する。

23. 以下の事業を通じて、各地商工会議所青年部（以下、青年部）の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所青年部連合会（日本YEG）の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

- (1) 青年部の活動ノウハウを共有化するため「YEG事業データベース」を充実整備するとともに、「YEG大賞」事業の実施により先進的活動の普及促進を図る。
(2) 青年部の組織運営支援のためのグループウェア「エンジェルタッチ」について、日本YEG加盟青年部に対する一層の普及と導入支援を行う。
(3) 青年部会員が参加できる「YEGビジネスサイト」を充実させるとともに、「YEGビジネスプランコンテスト」の実施により各メンバーの経営革新を支援する。
(4) 青年部会員向けにメールマガジンを発行する（約1万通）。
(5) 日本YEG役員経験者によるOB会「二重橋クラブ」の活動・交流支援を図る。
(6) 「石垣」やホームページを通じて、日本YEGおよび青年部の活動等を情報発信する。

24. 各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため、引き続き、「商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度」への加入促進を図る。また、自然災害等に対応するため新たに創設し、平成18年3月から実施する「商工会議所向け災害補償共済制度」への加入促進を図る。

25. 「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」を活用して、各地商工会議所の役職員を対象とした研修等の一層の充実を図る。平成18年度は、総務、経理、検定、政策・調査、貿易証明をはじめとする全国商工会議所の各担当者向け研修会をキャリアックにおいて実施する。

また、日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を引き続き実施する。

以上